

消 防 救 第 164 号
令和 7 年 5 月 19 日

全国消防長会 会長 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

マイナ保険証を活用した救急業務（マイナ救急）の一部経費のとりまとめについて

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

消防庁は、救急業務の円滑化を図るため、マイナ保険証を活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開を推進しています。これまでに、実証事業を通じて、マイナ救急の有用性を確認したところであり、令和 7 年度は、新たに構築した救急隊専用のシステムを活用して、全国すべての 720 消防本部、5,334 隊において、実証事業を実施することとしています。

実証段階から通常の運用となる令和 8 年度以降のマイナ救急の実施に要する経費は、各消防本部に御負担していただくこととなりますが、そのうち社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が運用するオンライン資格確認等システムの利用料や電子証明書の発行に係る経費については、支払基金に対して一括して支払う必要があります。

貴会におかれましては、当面の間、マイナ救急を実施する各消防本部から所要額をとりまとめた上で一括して支払基金に支払うことについて、ご対応いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】 消防庁救急企画室
安藤補佐、金子補佐、
駒走係長、神代事務官
電 話：03-5253-7529（直通）
E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp